

## 仙台中税務署からのお知らせ

# 被災された方へ 所得税の還付・軽減ができます

◎東日本大震災により住宅や家財、自動車などに損害を受けられた方は、雑損控除等の適用により平成22年分にさかのぼって、所得税の還付や軽減・免除を受けることができます。

◎次のような場合でも手続きの相談を受け付けています。

- ☆ 損害を受けた住宅や家財の被害額が分からない。
- ☆ 震災により必要な書類を失くした。
- ☆ 被害を受けたが、まだ修理していない。
- ☆ 自動車が津波で流された。

◎国税の納付が難しい場合は、猶予を受けることができます。

まずは、最寄の税務署にお電話でご相談ください。

電話相談は当分の間、土曜・日曜・祝日も受け付けています。

### 県内税務署一覧

仙台北 022-222-8121

仙台南 022-306-8001

塩釜 022-362-2151

気仙沼 0226-22-6780

築館 0228-22-2261

仙台中 022-783-7831

石巻 0225-22-4151

古川 0229-22-1711

大河原 0224-52-2202

佐沼 0220-22-2501

音声案内に従い「0」番を選択してください

電話受付時間 8:30～17:00